

全国漁業信用基金協会債務保証委託約款の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

全国漁業信用基金協会債務保証委託約款新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>全国漁業信用基金協会債務保証委託約款</u></p>	<p>漁業信用基金協会債務保証委託約款</p>
<p>本協会の会員たる中小漁業者等（以下「委託者」という。）が金融機関に対して負担する債務（以下「借入債務」という。）の保証に係る委託取引は、この約款の定めるところによる。</p> <p><u>この約款は、民法に定める定型約款に該当する。本協会は、この約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとする。</u></p> <p><u>また、この約款を変更するときは、変更後のこの約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとする。</u></p> <p>第1条～第10条 （略）</p> <p>（連帯保証人） 第11条 （略） 2～4 （略）</p>	<p>本協会の会員たる中小漁業者等（以下「委託者」という。）が金融機関に対して負担する債務（以下「借入債務」という。）の保証に係る委託取引は、この約款の定めるところによる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第1条～第10条 （略）</p> <p>（連帯保証人） 第11条 （略） 2～4 （略）</p>

5 委託者が、事業の用に供する目的で金融機関から借入れを行う場合は、委託者及び保証人は、本協会及び金融機関に対するそれぞれの債務の関係で、民法第 465 条の 10 に定める委託者から保証人に対する保証契約締結時の情報提供義務を履行したことを表明する。

(新設)

6 委託者及び保証人は、本協会が保証人の一人に対し、求償債務の履行を請求したときは、その効力は委託者及び他の保証人に及ぶことに同意する。

(新設)

7 委託者は、保証人が本協会に対し、民法第 458 条の 2 に定める主たる債務の履行状況に関する情報の提供を請求したときは、本協会が保証人に対して当該情報を提供することに同意する。

(新設)

第 1 2 条～第 1 4 条 (略)

第 1 2 条～第 1 4 条 (略)

(費用の負担)

(費用の負担)

第 1 5 条 (略)

第 1 5 条 (略)

2 委託者又は保証人は、公正証書の作成に関する費用を負担する。

(新設)

第 1 6 条～第 1 8 条 (略)

第 1 6 条～第 1 8 条 (略)

附 則

この約款の変更は、理事長決裁のあった日から施行し、令和2年4月1日より適用する。